

議案第４８号

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年岩手県指令市町村第８８７号）の一部を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月３０日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行に伴い、関係市町村の処理する事務を変更するほか、負担金の算定に係る基準日を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第 2 備考中「当該年度」を「前年度」に、「10月 1 日」を「9 月30日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の岩手県後期高齢者医療広域連合規約別表第 2 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、令和 6 年度以前の年度分の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。